

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 4 年 5 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

## 1 業務名

「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務

## 2 業務概要

本市は、平成 3 0 年度に「甲府市農業振興計画」を策定し、本市の目指すべき姿、まちと地域が共生する「魅力ある農業都市」の実現に向け、「稼ぐ農業」の育成と拡大・産地の保全と強化・農地の保全と活用の 3 つを基本方針に、本市農業の牽引役となるプロフェーマー認定制度の創設と認定の推進をはじめ、新規就農者・後継者の確保・育成や特産農産物の認知度の向上を図るべく甲府ブランド認定制度の推進、農地の保全と活用に向けた有害鳥獣対策の推進などの各種施策を展開してきた。

しかしながら、農業を取り巻く状況は厳しく、飛躍的な担い手の増加や、農業生産額の拡大など、甲府市の農業の発展を強力に牽引するまでの農家は未だ少数である。

こうしたことから、農業が担う役割を果たすための施策をより効果的で実効性のある事業となるよう、令和 4 年度までに取り組んだ施策の進捗状況・事業評価や社会の変化、国・山梨県の動向などを踏まえて、「甲府市農業振興計画に係る前期の基本計画及び第二次実施計画」を見直すものであり、「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務の受託業者の選考にあたっては、豊かな経験と専門知識を有する事業者から企画提案を広く公募し、選定していくことが効果的であることから、受託事業者となりうる優先交渉権者の選考を

公募型プロポーザル方式により実施する。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

### 4 参加資格条件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 官公庁が取組む農業関係の計画等の作成又はこれに係るコンサルティング業務等の同種業務実績を有しており、管理技術者又は主任技術者の何れかは同種業務への関与の経験があること。なお、同種業務実績については、契約額が2,000千円（税込）以上の請負実績があること。
- (7) 管理技術者は、同種業務に3年以上の実務経験を有していること。
- (8) 当該業務に管理技術者及び照査技術者並びに主任技術者を設置する業務従事体制が取れること。

### 5 手続等

- (1) 「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務委託仕様書並びに「甲府市農業振興計画」後期基本計画・第三次実施計画案作成支援業務

- 委託公募型プロポーザル方式資料作成要領（以下「資料作成要領」という。）等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の作成、提出方法、提出期限、提出先については、実施要領及び資料作成要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市産業部農林振興室農政課（担当：佐野）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-298-4833

FAX：055-237-6461

電子メール：sangnos@city.kofu.lg.jp